

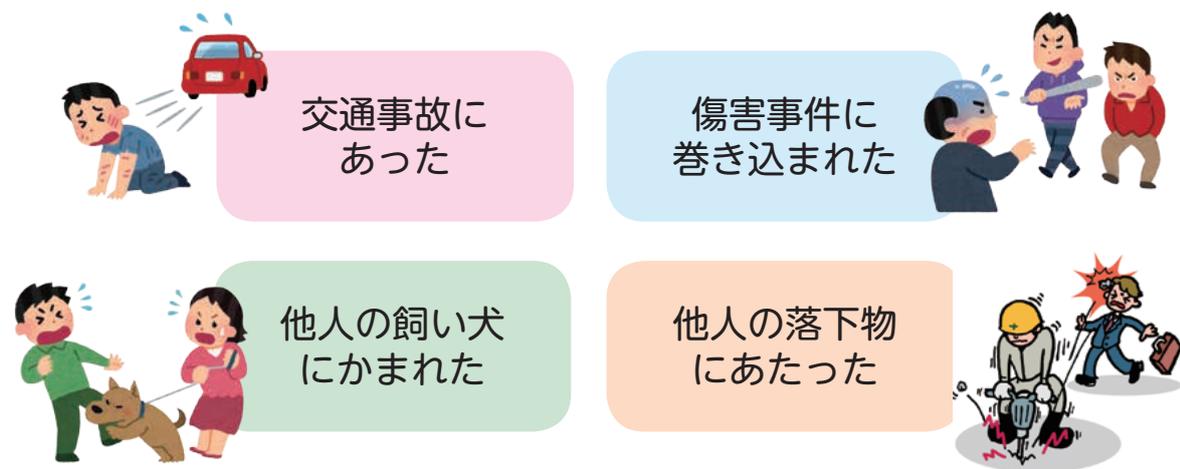
医療 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(135)

◆第三者行為でけがや病気をしたときは国保係に届け出を！

交通事故などの第三者行為にあったときは、国保でお医者さんにかかることができますが、国保への届け出が必要です。**必ず国保係窓口へ届け出をしてください。**

このような事が第三者行為になります。



■届け出が必要な理由は？

届け出がされないと、本来加害者が負担する分を国保が負担することになります。届け出が遅れた場合も、国保から加害者への請求が遅れ、国保の医療費などを回収できない可能性が高まります。

いずれの場合も国保の負担が増し、**国保加入者の保険税の負担増加にもつながります。第三者行為にあったときは必ず届け出をしてください。**

必要な書類

- 第三者行為による傷病届 ● 事故発生状況報告書 ● 第三者の同意書
- 事故証明書（交通事故の場合） ● マイナンバーカード ● 保険証 ● 印鑑

区分	診療年月	国民健康保険		
		一般分	退職者分	合計
被保険者数	平成28年7月	4,022人	127人	4,149人
	平成27年7月	4,107人	190人	4,297人
医療費総額	平成28年7月	139,314,815円	3,458,602円	142,773,417円
	平成27年7月	176,829,832円	7,860,052円	184,689,884円
区分	診療年月	一般被保険者分	退職被保険者分	全被保険者分
一人当たり医療費	平成28年7月	34,638円	27,233円	34,412円
	平成27年7月	43,056円	41,369円	42,981円

大崎町の医療費